平成25年第1回大和町議会臨時会会議録

平成25年1月31日(木曜日)

応招議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	10番	伊	藤		勝	君
2番	浅	野	俊	彦	君	11番	平	渡	髙	志	君
3番	千	坂	裕	春	君	12番	堀	籠	英	雄	君
4番	渡	辺	良	雄	君	13番	髙	平	聡	雄	君
5番	松	浦	隆	夫	君	14番	馬	場	久	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	中	Ш	久	男	君
7番	槻	田	雅	之	君	16番	大	崎	勝	治	君
8番	藤	巻	博	史	君	17番	堀	籠	日日	出子	君
9番	松	Ш	利	充	君	18番	大多	頁賀		啓	君
							1				

出席議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	10番	伊	藤		勝	君
2番	浅	野	俊	彦	君	11番	平	渡	髙	志	君
3番	千	坂	裕	春	君	12番	堀	籠	英	雄	君
4番	渡	辺	良	雄	君	13番	髙	平	聡	雄	君
5番	松	浦	隆	夫	君	14番	馬	場	久	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	中	Ш	久	男	君
7番	槻	田	雅	之	君	16番	大	崎	勝	治	君
8番	藤	巻	博	史	君	17番	堀	籠	日日	出子	君
9番	松	Ш	利	充	君	18番	大多	頁賀		啓	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町		長	浅	野		元	君	都市建設課長	大	畑	憲	治	君
副	町	長	千	坂	正	志	君	町民生活課長	高	橋	正	治	君
教	育	長	上	野	忠	弘	君	上下水道課長	堀	籠		清	君
総	務課	長	伊	藤	眞	也	君	会計管理者 兼会計課長	八	島	時	彦	君
	ちづく 策 課	り長	千	葉	恵	右	君	教育総務課長	菅	原	敏	彦	君
財	政 課	長	八	島	勇	幸	君	生涯学習課長	森			茂	君
税	務課	長	庄	司	正	巳	君	総 務まちづくり課 危機対策官	瀬	戸	正	志	君
保值	建福祉課	長	瀬	戸	啓	_	君	税 務 課 徴収対策室長	千	葉	良	紀	君
子支	育 援 課	て長	高	橋	正	春	君	産業振興課 農 林 振 興 対 策 官	石	垣	敏	行	君
産	業振興課	長	高	橋		久	君						

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主 査	藤原孝義
議事班長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから、平成25年第1回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番堀籠英雄君及び13番髙 平聡雄君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より召集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、第1回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと 思います。

本日ここに、平成25年第1回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の 皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうござ います。

初めに、12月定例議会でご報告しておりました宮城県環境事業公社小鶴沢処理場へ

の震災廃棄物搬入につきましては、さる1月7日より搬入が開始されたところでございます。搬入台数につきましては、1月から3月までは試験期間ということで1月は1日10台、2月は1日20台、3月は1日30台とし、4月から本格搬入となり、1日最大60台の搬入が予定されております。町といたしましては、宮城県、宮城県環境事業公社及び大和町の3者で締結いたしました東日本大震災により発生した災害廃棄物の搬入及び処理にかかわる環境保全協定に基づき、周辺住民の皆様の安全と良好な生活環境の確保に万全を期してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

次に、平成24年度実施予定通知がございました沖縄駐留米軍の移転訓練についてでございますが、去る1月18日に宮城県色麻町、大和町、大衡村で構成いたします王城寺原対策協議会が県庁で開催されまして、東北防衛局から訓練概要の説明とともに演習実施について協議がございました。今回の訓練は、部隊編成が1個砲兵中隊、参加人員約250名、装備は車両60両、砲数6門で2月18日から2月25日までのうち6日間射撃訓練を予定する内容でございました。協議会といたしまして、国が責任を持って実施する訓練であることを踏まえながら、滞在期間中の部隊の秩序と最高度の規律確保及び訓練に伴う出火対策に万全の対応を強く要望したところでございます。本町といたしましても、部隊滞在期間中は6班編制により町民皆様の不安解消を図るための対策を講じてまいりますが、概要につきましては本会議終了後の全員協議会においてご説明を予定しておるところでございます。

なお、全員協議会の案件につきましては、ほかに黒川地域行政事務組合に対しまして宮城県から県が進める震災廃棄物処理への協力の要請がありまして、その内容につきまして黒川地域行政事務組合より大和町議会への説明をお願いしたい旨の要請がございましたので、ご協議をいただくものの2件でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきましてその概要をご説明申し上げます。 議案第1号は、現在役場北側に建設を進めております大和町バスターミナルにつき まして本年4月1日から利用予定しておりますので、その設置及び管理に関する条例 を制定し、利用者皆様へのお知らせを早期に行えるようにするものでございます。

議案第2号は、大和町バスターミナルを大郷住民バスが利用するに当たり、公の施 設の設置に関する協議があり、その対応に関するものでございます。

議案第3号は、大和町一般会計補正予算についてであり、内容は1月以降の降雪に 対応いたします除雪経費3,000万円の追加及び債務負担行為4件の追加でございます。 議案第4号は、落合舞野地内の県道上におきまして発生いたしました交通事故につきまして損害賠償の額を定め、和解をしようとするものでございます。

以上が、本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審 議をいただき、ご可決賜りますようにお願い申し上げまして、挨拶といたします。ど うぞよろしくお願いいたします。

日程第3「議案第1号 大和町バスターミナルの設置及び管理に関する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第1号 大和町バスターミナルの設置及び管理に関する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

それでは、議案書1ページをお願いをいたします。

大和町バスターミナルの設置及び管理に関する条例でございます。

大和町のバスターミナルにつきましては、本年4月1日から供用されることに伴いまして、設置について定めるものでございます。なお、現在バスターミナルに乗り入れする予定のものについては次のとおりでございます。

宮城交通グループの路線バスが1日19便、同じく高速バスが1日8便、このほかに JRバス東北の夜行高速が1便、スクールバス、これにつきましては私立高校でございますが、4校4便となっております。このほかに黒川郡内の各町村の住民バスが乗り入れするというふうになってございます。これらを合わせますと約50便ほどになりまして、上下合わせますと100便程度というふうに見込んでおります。

なお、バスダイヤにつきましては、各事業者において現在調整中でございます。 それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、大和町バスターミナルの設置及び管理に関し必要な事項を 定めるものとしたものでございます。

第2条につきましては、名称及び位置を定めたものでございまして、名称を大和町

バスターミナルといたしまして、位置につきましては堀内の仮換地であることから、 従前地の底地番の代表といたしまして大和町吉岡字西桧木1番地の3と定めるもので ございます。

第3条につきましては、バスターミナルに含まれる施設の内容でございます。

第1号につきましては、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車 運送事業というふうになってございます。これにつきましては、乗合バス、路線バス を指すものでございます。その次の同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に 係るものにつきましては、ハイヤータクシー事業でございます。次の同条第2号の特 定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車につきましては、スクールバスを指 してございます。これらの専用通路及び乗降バースでございます。

第2号といたしまして、道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業の用に供する事業用の自動車となっておりますが、これにつきましては住民バスを指しております。これらの専用通路及び乗降バースでございます。

第3号につきましては、道路法に定めます自動車駐車場または自転車駐輪場という ふうになってございまして、道路管理者が設けるものを指してございます。

第4号につきましては、待合所棟ということでございます。

次に、第4条でございますが、供用時間について定めたものでございます。

第1号につきましては、事業用の自動車の専用通路と乗降バースにつきましては終 日ということでございます。

第2号につきましての駐車場と駐輪場についても同様に終日とするものでございます。

第3号の待合所でございますが、最も早い利用時間の30分前から最も遅い利用時間の30分後とするものでございまして、現在想定されておりますのが、宮交バスの地下鉄泉中央駅の午前6時、それから最も遅いバスにつきましてはJRバス東北株式会社の夜行バスドリームササニシキ号でございますが、これの到着時刻が10時53分というふうに今なってございます。ただ、この時刻につきましては現在バスダイヤの調整中でございます。これらのそれぞれの30分前、30分後という規定にしてございます。

第2項につきましては、町長は必要に応じて供用時間を変更し、または臨時に供用を中止することができるとしたものでございます。

続きまして、第5条でございます。行為の禁止ということで各条項をうたってございます。

第1号については、バスターミナルの施設または設備を汚損しまたは棄損する行為。 第2号につきましては乗降バースを利用する自動車の運行を妨げる行為。

第3号は他の自動車等の走行または駐車を妨げること。

第4号につきましては指定された場所以外に停車しまして、または駐車すること。

第5号につきましては乗降バースを利用する自動車に乗車する目的以外にバスター ミナルの駐車場または駐輪場に駐車すること。

第6号は火気を使用しまたは騒音を発すること。

第7号は物品の販売または陳列、寄附の募集、その他これらに類する行為をすること。

第8号につきましては前各号に掲げるもののほか、バスターミナルの利用及び管理 に支障を及ぼす行為をすることということで、禁止行為を定めたものでございます。

第6条につきましては、乗降バースの利用について規定したものでございまして、 乗降バースを利用する者は、あらかじめ町長の許可を受けるものとしまして、変更す る場合もまた同様としたものでございます。ただし、道路運送法第3条1項ハに掲げ るハイヤータクシー事業者を除くものとしたものでございます。

第2項につきましては、許可をするに当たりまして条件をつけることができるとしたものでございます。

第3項につきましては、乗降バースの利用を中止しようとするときについては、町 長に届け出の必要を規定をしたものでございます。

第7条でございます。目的外の利用の禁止ということで、許可を受けたものが目的 外の利用を禁止したものでございます。

第8条でございます。利用許可の取り消し等とということでございまして、次の各 号のいずれかに該当する場合については管理上特に必要がある場合については、許可 の条件の変更もしくは利用の停止、許可の取り消しを定めたものでございます。

第1号につきましては、条例に基づく規則の規定に違反したとき。

第2号につきましては、偽り、その他不正な行為により許可を受けたとき。

第3号につきましては、許可の条件にしたがわないときでございます。

第2項といたしまして、前項の規定によって利用者に損害が生ずることがあっても 町長はその責めを負わないとしたものでございます。

第9条でございます。乗降バースの利用でございます。これは国交省の補助事業ということでございますので、利用料を無料とするものでございます。

第10条、駐車場及び駐輪場の利用でございますが、これも駐車場を利用することができるものについては道路交通法の定める自動車といたしまして、第2項につきましては駐輪場を利用することができるものについては、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付き自転車及び自転車としたものでございます。

続きまして、第11条でございます。駐車場及び駐輪場の利用料につきましては、第 9条と同様に無料とするものでございます。

第12条でございますが、損害賠償の義務ということで規定したものでございまして、 バスターミナルの施設、付属施設を損傷、滅失により損害が生じた場合については利 用者がその損害を賠償する義務を規定したものでございます。

第13条は、損害賠償の責任を負わない事項として、町の免責事項を定めたものでございます。

第1号につきましては、天災、不可抗力による場合。

第2号については、自動車等の接触、衝突、盗難等による損害。

第3号は駐車する自動車等に留置されました物品または自転車等の積載物、取りつけ物についての損害。

第4号といたしまして、前3号に掲げるもののほか町の責めに帰することができない理由に生じた場合の損害というふうに定めております。

第14条でございますが、委任といたしましてこの条例の施行に関し、必要な事項は 規則で定めるものとしたものでございます。

附則といたしまして、施行期日は供用開始の本年4月1日からとするものでございます。

経過措置でございますが、本条例制定前に交通ターミナルを使用する予定の各交通 事業者と協議を行っておりまして、運輸局への変更申請を行う必要から、事前に資料 届けを提出していただいております。事前に提出していただいた交通事業者について は届け出がされたものとみなす規定でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

お伺いをいたします。

今バスターミナル設置管理に関する条例、先ほどの説明でありますと、早朝の6時、そして午後10時53分というような中で管理をされると思いますが、その間に無料で貸し出される駐車場そのものの管理、これはどの部分の管理者、どのような配置の方法なのかをお伺いをいたします。

また、もう1件はこの最終便の終了後30分というような形でありますが、昼夜をとめた中でもし最後のバスで来られるというような中で、もし東京に行って戻ってこられるのにたまたま向こうで2日間仕事で、3日目に帰ってくるとかというときの乗用車に対する駐車の場所は設定してあるんだろうけれども、その辺の夜の、もしそれ以降の被害がどうのこうのというふうになった場合は、町は一切責任は負わないというような形になっていますが、その管理者の管理方法お聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

管理に関するお尋ねでございます。

今の予定では6時から、最終バスが22時過ぎということになってございます。その間の管理方法ということでございますが、12月の補正のときにもご説明を申し上げましたが、現在役場の守衛に鍵の管理はそこにお願いをするということになっております。そのほかの一般の利用につきましては、それぞれ利用する方の責任でお願いをしたいというのが基本的な考えでございます。

それから、最終便のあとに乗用車をとめた場合にどういうふうになるのかというお 尋ねでございますが、鍵をするのはバスの待合所だけでございまして、そのほかはオ ープンという形になっております。ですから、とめる方が何日かそこに置くというこ とも想定されますが、それぞれ自己管理でお願いをしたいという考えでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

ということになりますと、全く現状のバスターミナルは入り口にもそういう管理的な誘導員とか、そういうものは一切置かないで、現状町の警備をされている方々が時間的に見回りをして最終的には待合所だけを鍵を閉めて行うということですか。

議 長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

今こちらで管理を考えておりますのは、待合所での施錠管理ということと、清掃管理を考えております。そのほかにつきましては、基本的には利用者の責任に基づいての管理をお願いしたいということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

やはりマナーのいい人が使うそのものなんだろうけれども、日中時間的に待合所のそのものとか、恐らく自家用車の駐車番号が1番から100番まであったとすれば、そういう利用する人の番号に指定というのはあってもしかるべきでないのかなということになりますから、その辺の駐車場内ターミナル内での接触事故、そういうものに関しては町で一切責任を負わないよと、無料ですからということになりますけれども、やはりもう少し利用者のマナーが充実するまで、外の見回りのほうの時間帯をセットしたらいかがでしょうか。終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

4月からの供用開始ということを今準備をしておりますが、今お話あった内容も含めて若干時間がありますので内部で検討させていただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

この条例の第5条の行為の禁止規定があるんですが、これはどこかに掲示する予定 といいますか、そういうことがあるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたい と思います。

議 長 (大須賀 啓君)

政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

利用する上でやはりこういった禁止行為を明確にする必要がありますので、施設内にこういった掲示をしたいというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第2号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第2号 大郷町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とい

たします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

続きまして、議案第2号でございます。

議案書5ページをお願いをいたします。

大郷町の公の施設の設置に関する協議という内容でございます。

25年の4月1日から大和町バスターミナルが供用されることに伴いまして、郡内の町村民バスの乗り入れについて協議を行っております。各町村民バスが乗り入れることについてはほぼ方針が固まっているところでございます。そのうち、大郷町の住民バスにつきましては、自家用有償旅客運送でございまして、当該の自治体の住民限定の運送許可をいただいております。大和町民が大郷町の住民バスを利用するときにつきましては、双方の議会の議決を必要といたしますので、議会の議決をお願いをするものでございます。

大和町民の利用につきましては、大平地区の住民が黒川病院方面に利用しておりまして、大和町内には大平下、大平、JAグリーン、黒川高校、吉岡東、黒川病院のそれぞれのバス停がございます。平成19年にはJAグリーンのバス停留所の追加設置について、本町の議会の議決をいただいてございます。

今回につきましては、黒川病院まで乗り入れを行っているものを大和町バスターミナルまで延長して乗り入れがされることに伴いまして、新たにバスの停留所を設置されることから、このことについて認めるものとするものでございます。

なお、大郷町議会につきましては、昨年の12月議会にこの件について既に議決をい ただいております。

あわせまして、別添資料をごらんをいただきたいと思います。

議案第2号関係説明資料というふうになってございます。

現在大郷の住民バスにつきましては、大郷町の物産館を発着といたしまして県道大和松島線を経由いたしまして、黒川病院まで現在来ております。この路線の終点、大和町バスターミナルとするものでございます。現在1日4便ほど乗り入れがされております。バスのルートでございますが、現在黒川病院に来ておりますが、そこから道堀川の北側の町道を通りまして、その後天皇寺高田線のほうから大和町バスターミナ

ルのほうに入るというふうなルートにしてございます。これは、極力右折をなくすという意味からこういったルートで検討をしたものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りをお願いいたします。

地方自治法第244条の3の規定によりまして、下記のとおり大郷町の公の施設の設置を認めるものとするものでございます。

記といたしまして、1公の施設の名称、大郷町住民バス停留標識物でございます。 この標識物につきましては、先ほどの資料のほうの2ページ目をごらんいただきたい と思います。

標識物ということでバス停の乗り場の案内の中にそれぞれバス時刻表を挟んでつくるものでございます。なお、この標識については国交省の補助事業で事業としてつくるものでございまして、その中にそれぞれ大郷町、富谷町、大衡村の住民バスのバス停がここに表示されるという予定のものでございます。

議案書のほうにお戻りをお願いをいたします。

2といたしまして、設置の場所でございます。大和町吉岡字西桧木1番地の3、大 和町バスターミナルでございます。

3 設置の目的でございます。大郷町住民バス運行のため。

4 住民の使用関係、本町住民の当該施設の使用については、大郷町住民バスの運行 に関する条例の定めによるところでございます。

5といたしまして、経費の負担でございます。施設の設置に要する費用は大和町が 負担するということでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ちょっとわからないので教えていただければと思ったんですけれども、大郷町の公の施設ということでございますが、例えば今お話がありましたけれども、大衡とか富谷とかの住民バスもターミナルを利用するということでよろしいんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

それぞれ町内の町村民バス、それぞれ大郷、富谷、大衡のバスが利用するということでございます。

議 長 (大須賀 啓君) 藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ちょっとそこのところ、余り重要なあれではないんですけれども、大郷だけこうい う決議が必要だというのはどういう意味なのか、そこのところを教えていただけます か。

議 長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

それぞれ許可の内容が違ってございまして、富谷町につきましては一般の乗合の許可を受けてございます。それから、大衡村でございますが大衡村につきましては自家用有償旅客運送事業ということでの許可を得ております。これは、その自治体限定での運行ということになってございまして大衡村につきましては本町の乗り入れはするものの、大衡村の村民だけの利用ということに限定をしておりますので、そこについては大和町民は利用はすることができない状況になってございます。ただ、大郷町の住民バスにつきましては、これはそれぞれ双方の議会で協議が成立しておりますので、それぞれ乗ることは可能でございます。それから、富谷町の住民バスにつきましては、一般乗合旅客自動車運送業の許可を得ておりますので、これについては特に限定がされないで乗ることができるということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

今の課長のご答弁でちょっと気になりました。1点なんですけれども、ターミナルせっかく大郷、富谷、大衡と乗り入れいただくわけですけれども、実際に使用なさるみなさんの利便性を考えた場合、大和町が経費を負担して看板及び建物もいろいろ準備、管理をさせていただく以上、大衡側と相互の、今現在大衡村のバスの運用上は村民しか乗れないということですが、具体的に今後そこを緩和いただく方向で行かれているのかどうか、それをお聞かせいただきたいのと、あと先ほどもありました富谷町は一般乗合バスだから乗れますとか、各利用される町民の方々がその辺の事情をわからず、意外と使われなかったり、使わなかったり、特に大郷の便であれば鶴巣落合方面の方にとっても非常に途中で乗合できればいい話ですから、その辺の案内をあわせて案内板のほうに掲示をなさるのかどうか、ぜひしていただきたいと思いますが、お聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

まず1点目でございますが、大衡村と事前のいろんな協議をさせていただいておりますが、これにつきましては大衡村のほうは当面今の状況で運行したいというご回答でございます。向こうのほうがそういった考えが変わらない限りこちらで利用するのは難しいのかなというふうに思っております。なお、こういった内容である旨は大衡のほうには機会を捉えてお話をしていきたいなと思っております。

それから、それぞれ運行形態が違うということでございますので、利用する住民の 方が迷わないように、そういったものはやはりきちっと表示をしていきたいと思って おります。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

大衡村のほうには、都度何か機会があるごと担当課長のほうからお話しいただくというお話でありましたが、お願いとしましてぜひトップ会談でのお話も必要になる案件ではないのかなというふうな気もいたしますので、機会があれば町長からも大衡村の村長のほうともお話しいただければということをお願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この形態につきましては、それぞれの町村の事情で現在そうなっているような現状でございます。ただ、こうやってバスターミナルをつくって1カ所に集まってやるハブ的な要素もあるわけですから、これは大和町の人だけではなくて大衡の方についても同じことが言えると思いますので、機会あるごとに今交渉はしているんですけれども、現状まだそこまで行っていませんけれども、こういった利便性を図る上ではぜひ必要だと思っておりますので、私のほうからもそういったお話は今もやっておりますし、今後もやってまいります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第3号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第3号 大和町一般会計補正予算を議題といたします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の6ページをお願いしたいと思います。

あわせまして、補正予算事項別明細書第5号ということで別冊の資料もございます ので、あわせましてそちらもよろしくお願いをしたいと思います。

議案書のまず6ページでございますけれども、こちらにつきましては補正の議決を お願いするに当たりましての案分の記載でございます。

議案第3号 平成24年度大和町一般会計補正予算第5号でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加いたしまして、予算額を94億2,428万6,000円とするものでございます。予算の補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。議案 書8ページをお願いしたいと思います。

債務負担行為の追加4件でございますけれども、まずもみじヶ丘保育所増設に伴う リース事業でございますが、期間は平成25年度から29年度までの5カ年であり、限度 額につきましては3,900万円でございます。

次に、大和町立小学校業務員業務委託から大和町立中学校業務員業務委託、それと 大和町教育ふれあいセンター業務員業務委託までにつきましては、それぞれ人員確保 のため契約行為を24年度に実施し、25年度に備えるものでございまして、期間につき ましては1年、限度額につきましてはそれぞれ1,814万4,000円、604万8,000円、同じ く604万8,000円でございます。

なお、もみじヶ丘保育所増設にともなうリース事業につきましては、別冊の議案第3号関係資料におきまして、子育て支援課長がご説明をさせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正治君)

別冊のほうをお願い申し上げます。

この内容でございますが、大和町もみじヶ丘保育所増設に係りまして、目的といたしましては、近年の人口増加に伴いまして未就学児童の増加もありまして保育所における待機児童が増加傾向にあります。特に、吉岡南あともみじヶ丘、杜の丘と未就学児童が大幅に増加しております。そのために、待機児童解消ということで考えているものでございます。

中段でございますが、対応としまして今回もみじヶ丘並びに杜の丘団地地区におきまして、現在定員75名のもみじヶ丘保育所がございます。これを定員を120名ということで増員することで待機者に対する対応をするという考えでございます。

見込みの表をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、24年度の入所者数が91名でございます。現在とっております入所の希望、12月まで希望とっております。これはもみじヶ丘保育所に対する希望でございます。これが135名ということでございます。昨年もかなりの待機児童を出しているところもありまして、今回2室を増設し138名体制ということで対応していきたいという考えでございます。規模といたしましては、下の表にございますとおり、16.2掛ける10.8メートルということでおよそ54坪、中身的には保育室2室、あと廊下、トイレという考え方でございます。

場所につきましては、現在ありますもみじヶ丘保育所の西側にあります。すみません、次のページ、裏面をお願いいたします。図面でございますが、現在あるもみじヶ丘保育所の西側に職員駐車場を予定しておりますが、この場所に設置したいという考えでございます。

リースの内容でございますが、あくまでも保育室、冷暖房設備、電気設備全てを完備した上でのリースという考え方で計上をさせていただいているものでございます。

なお、これらの表にあるとおり、1歳から4歳までまだ10名の待機が出ます。今もまた申し込みが続いております。これにつきましては、今後の中で早急に別な対策も必要という考えは持っておりますので、その中で検討していきたいという考えでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第5号というふうな別冊 の資料にお移りいただければと思います。ページ数は3ページでございます。

まず、歳入でございますけれども、20款繰越金2,100万円でございます。これにつきましては歳出見合いの平成23年度からの繰越金を措置しようとするものでございます。

次に、21款諸収入第5項雑入につきましては、市町村振興協会からグリーンジャンボ等宝くじ交付金等の交付があったものを歳出見合いで今回見込ませていただこうとするものでございます。歳入につきましては以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

事項別明細書3ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

7款2項道路維持費でございます。この1月の降雪に伴いまして除雪、融雪作業に 対応いたします追加補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、もみじヶ丘保育所の増設についてお伺いいたします。

先ほどの説明で未就学児の待機児童解消には、この事業については何ら異議を申し立てるものではありません。1日も早く解消していただきたいなと思っています。

その中で、今現在ももう待機児童が10名、そしてまた申込者数があるという中で何らかの対策は考えていくということなんですけれども、具体的にどのような考えがおありなのかお尋ねいたします。

そして、今度の保育所の増設につきましてはリース事業で行うわけなんですけれど も、もみじヶ丘、杜の丘につきましては、今後ますます人口の増加が見込まれる中で 当然児童数の増加も見込まれるわけであります。これ以上もっともっと児童数がふえた場合、その後対応はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話の件でございますが、ご案内のとおりもみじヶ丘、人口大変ふえております。 そのことによりまして、若い方が多いものですからお子様が多い。それで、今回緊急 ではございましたけれども、できるだけ早くということで、きょう1カ月でも早くと いうことの対応をするために、リースではございますけれども補正をお願いしており ます。

この後でございますけれども、そのとおり今回125というものでございますが、ここでこれ以上大きくするというのは非常に難しいものがございます。というのは、保育所の運営についてやはり効率的な運営といいますか、保育ができるということについての規模もございますし、そういった意味ではこれ以上規模が大きくというものについてはなかなか難しいのではないかというふうに考えております。

まだ具体にはなっておりませんが、今後これらに対してまず今あるリースの部分がある中で、早速にも新たな保育所というものについてのどういった形で進めればいいのかということが入りますけれども、そういった具体的なものに入って取り組んでまいりたいとこのように考えています。時期がいつかという話になりますと、ちょっとまだまだ県の基金の問題とかそういったこともございますし、民間、公立、そういった選択もございますし、そういったことがありますので、まだ具体に申し上げる状況ではございませんが、緊急性といいますか子供たちがそういう状況にあるということは十分認識しております。できるだけ早く次の安心して育てられる環境づくりができるような取り組みをしてまいります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

今の説明で理解したわけでありますけれども、やはりもみじヶ丘、杜の丘にかかわらず今共働き世帯が多くなっているわけであります。そんな中でのやはり仕事と育児が両立できるような対策として保育所の必要性は重要でありますので、ぜひ今後とも待機児童解消に向けて前向きに取り組んでいただければと思います。終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

ただいま説明ございました。プレハブそのもののリース借用5年間というような中で進められると。ここに警察官の立ち寄り所があるんですよね。もとの支所ですけれども。やはり立ち寄り所、これだけの面積のものなんですから何かこの半分ぐらいは保育所で利用できるような考えは町としては持っておられないのかなと。

もう1点は、この保育所そのものの4歳児、5歳児、トイレがもみじヶ丘集会所のほうを向いているわけですが、この辺もやはり現状の保育所から通路、渡り廊下であるわけですから、日当たりの面も考えるとそういう真ん中にトイレがあって利用しやすい4歳、5歳児のお部屋もあってしかるべきなのかなと。町のほうでは恐らく考えてはおられますけれども、やはりこの5年の中のリースの内で、やっぱりそこで5年間、3年間、4年間お世話になる児童がいるわけですから、環境に配慮した中で保護者の圧迫にならないような部屋数の間取りが考えられたらいいのかなと。日当たりの関係もあります。

もう1点は、この増設にともなった中で職員さんなりそういう中で勤められる方の 駐車場、やはりこれも町として対応は考えておられると思いますが、地域住民の方々 の道路に路上駐車なんかあったとか、そういう苦情のないような配慮はどこまで進め られているのかなと、この3点をお聞きします。

議 長 (大須賀 啓君)

高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正治君)

お答えさせていただきます。

警察官の立ち寄り所、これにつきましては警察のほうと今後の中で協議して若干利用させていただきたい旨も私どもでは考えておりますので、協議を進めていきたいなと思っております。

2点目のトイレとか日当たりの関係、今後基本設計やっている最中でございますので、こういうものも工事しながら設計に反映させていきたいと思います。

あと、職員の駐車場ですが、大体職員40名位になりますから、また別な場所に駐車場もあわせて今検討をしている最中でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

ぜひ、やっぱりこの児童の児童館そのものを利用する方々が地域の方々とチームワークをとりながら、苦情などないようにひとつご配慮をいただきながら、進めていただきたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

4月から開始ということで近々なわけでございますが、建物は建つでしょうけれども、この保育所さん、大和町保育士さんは保育所がなくなるわけですから、そちら側から異動する方もいるでしょうけれども、保育士さんが近年高齢化していて退職者もだんだんふえておる中で、この50名がふえる中で保育士さんは十分確保できるかどうか、お伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正治君)

今ハローワークと学校回り、あわせまして行っている最中でございます。とはいうものの、議員ご指摘のとおり保育士さんが全県的に不足しているということで、各自治体のほうにも問い合わせをするとなかなか確保できていないというのは実情でございますので、私ども別な行動に入りたいなとは思っております。学校回りとかそういうのも強化しながらお願いしていくという方法をとるしかないかなと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

あしたから2月、3月中には決定しなきゃないような、4月から開所するのであればですよ。それが、現状ではどうなんですか、見通しは立っているんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正治君)

12月から募集をかけておりますが、なかなか応募には至っていないのが現状でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

これは、大和町のみならず町のほうでも結構保育士さんがいないと、やはりこれは 臨時であれば1年ですよね。1年だけの契約ではやっぱり皆さん勤めには来ないと思 うんです。それで、ある町はその分の待遇改善をして少しでも報酬アップをして採る か、やはり全部学校では比べますからね、どこの町村が幾らの報酬で働けるかという のは、やはりそういうのはあるんですよね。ですから、大和町が全然来ない、来ない と言って毎年大変なような状況になっておるのであれば、やはり職員の優遇も考えな がらとっていかなければ、幾ら入れものをふやしても保育士さんがいないのではどう にもならないのかなと。なお、今後ともだんだん退職者がふえていく中、保育士さんはずっとここ十何年間1人も採っておらないわけですから、町長、その点どうでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

保育士さんについては今お話のとおり、どの町村でもいろいろ苦慮をしているところでございます。人的削減とかそういった全体の中のこともありまして、新しく採っていない、そして臨時の方で対応とかそういった中でございますので、非常に厳しい状況にある。その都度いろいろ待遇改善とかの部分で変えてきているところはあるのですが、片方がやるとどっちもやるという形になりまして、おいかけっこみたいな現状もあります。

そういった中で、特区というのがございまして1年間だけの、臨時の方は1年という使われ方になっておりますよね。特区によって3年というようなこともありますので、そういった申請の方法と、まだ決定ではございませんが、申し込みするとかやっておりますし、あと以前にもやったのですが派遣関係、派遣の形とかそういったあらゆる手を尽くして対応を図ってまいりたいと。一時単価を上げてということもあるんでしょうけれども、どうしても追っかけごっこになってきまして、どうしても都市圏に行かれる方が多いという傾向的にですね、そういうことがございますので、そうは言いながらお預かりするには責任を持った体制をとりませんとまずいものですから、いろいろ手をしっかり尽くしてまいりたいと考えます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

私ももみじヶ丘保育所の件で確認をさせていただきたいと思います。

いただきました増設案の資料を拝見しまして、緊急度合いは十分理解をし、賛成するところではありますけれども、今回のリース事業の債務負担行為が平成25年から29

年ということになっておりますけれども、もちろんこの期間の今後の見通しを出されるに当たって予想される入居者希望数、中長期的なところの数字の確認をされているのではないのかと思いますが、大体29年度で何名ぐらいと見込まれているのか、試算がございましたらお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正治君)

29年度までの見込みを考えてみますと、大体今の定員の倍にということは、もう一つあってもぎりぎりかなという29年まではそういう見込みをしております。あと、ちょっと細かい数字もいろんな数字があるんですが、ちょっとここには持っていないので、何名というのは言えませんが、後で提示したいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

29年度、現状の倍というところが見込まれるという話でありましたけれども、いろいろ住宅販売所等歩いてみますと、景色もいいですし、土地柄もいいので購入したいのだけれども、ただ子供がいる中保育所がない、小学校の問題等、人口増加を掲げている第4次総合計画のもとに、ある程度の幼児数なり児童数、計算でき得るところだと思いますので、ぜひどちらかというと後手後手のように思われる節もございますので、ぜひ将来的な施設の準備であるとか計画をお願いしたいなという中で、近くの杜の丘団地には大分空き地もございますので、総合的なことをお考えいただきたいなということをお願いしまして質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁は。浅野君、いいですか。

2 番 (浅野俊彦君)

申しわけありません、私はそのように総合的なぜひ施設に杜の丘をうまく使われた らいかがと思いますけれども、町長のお考えをお伺いできればと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話のとおり、多くの方が杜の丘、もみじヶ丘、大和町に住んでいただいております。後手というお話がございましたが、確かに人口急増という中で、後追いの形になっております。その中でできる最善を尽くそうということでプレハブで対応とかやっておりますけれども、今そういった要素も出てきておりますので、これから子供たち待っておりませんので、そういったものについては対応、次々やっていかなきゃできないと思っております。総合的なエリアとか広場のことをお話なんだと思いますけれども、もちろんああいったところも利活用しっかりやりながら、進めてまいりたいとこのように考えます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

それでは、議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。 平成24年7月19日黒川郡大和町落合舞野字石田東48番地の1地先で発生しました交 通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1 項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1としまして、相手方でございますが、株式会社ほくとう宮城支店、これはリース 会社でございまして、相手方で運転していましたのはこの車をリースしておりました 道路工事業者の従業員の方ということでございます。相手方が所有者ということにな っております。

2が事故の概要でございます。大和町の職員、保健福祉課の職員でございますが、の運転する公用車が平成24年7月19日午前8時59分ごろ、黒川郡大和町落合舞野字石田東48番地の1地先、県道仙台三本木線路上におきまして、公用車が走行車線を走行していたところ、左折レーンを走行していた相手方車両が急に右折したため避け切れず公用車前方左側面と相手方車両前方右側面が衝突したものということでございますが、事故現場につきましては、サテライト大和ですね、あそこの入り口付近ということでございます。あそこは、サテライト大和に入るために左折レーンが設置されております。そこを走っていた車が、大和町の車はまっすぐ走行車線を走っていたのですが、急に右折してきたということで避け切れずに衝突してしまったというものでございます。損害程度につきましては、町の公用車は左前方ライト及びバンパーが損傷、相手方車両は運転席ドア周辺が損傷したものでございます。

3の損害賠償の額でございますが、大和町と株式会社ほくとうは過失割合を大和町が10%、株式会社ホクトウが90%とし、大和町は株式会社ほくとうに対し、ほくとうの車両の損害額36万3,069円に過失割合の10%を乗じて得た額の3万6,307円を支払うものとするというものでございます。

なお、公用車の損害額につきましては16万5,500円でございます。これも過失割合によりましてその90%、14万8,950円でございますが、これが相手方から町に支払わ

れるということでございます。

なお、損害賠償額の支払いにつきましては、相手方の支払い分とこちらの支払い分相殺しまして、その差額分が11万2,647円でございますが、その差額分は町の収入に入るという形の方法でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時35分 閉 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証 するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員